

【39】

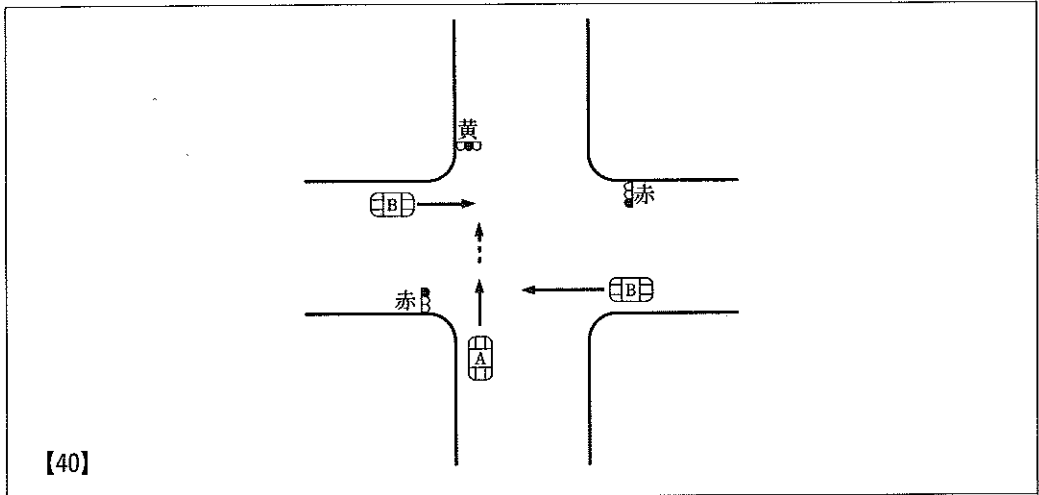
基 本		④ 0 : ⑤ 100
修正要素	④に何らかの過失あり 又は⑤の明らかな先入①	+ 10
	④の著しい過失②	+ 10
	④の重過失	+ 20
	⑤の著しい過失②	- 5
	⑤の重過失	- 10

① ここでいう過失とは、通常の前方(交差点内ないしそれに近接する場所)に対する安全不確認又は発見後の回避措置懈怠を意味する。例えば、信号待ち後青信号で発進するに当たり、軽度の注意で信号無視車両を発見できるのに、信号のみを見て発進した場合などがこれに当たる。

赤信号車が明らかに先入している場合も、その発見は容易であるので同様に考える。明らかな先入の有無は、通常、衝突地点、衝突部位等により明らかとなるが、双方の速度差に留意して総合的に判断する必要があるだろう。

② 著しい過失の意義は、酒気帯び運転、おおむね15 km 以上30 km 未満の速度違反等であり、重過失とは酒酔い運転、無免許運転、おおむね30 km 以上の速度違反等の故意に比すべき重大な過失をいうが、この態様では、信号無視車両については、それ自体が重大な過失であるから、その余の過失はさほど重視されないこととなる。通常の前方不注視程度の過失は基本割合に吸収されるであろう。

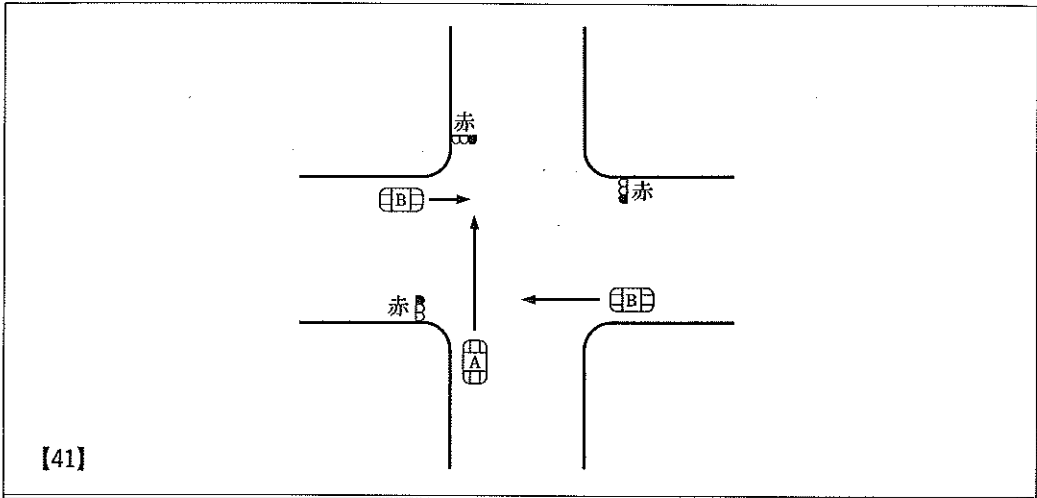
旧版においては、著しい過失と重過失の区別に関し、速度違反についてはこれまでおおむね10 km 以上25 km 未満の速度違反を著しい過失、25 km 以上の速度違反を重過失として扱ってきたが、今回の改訂においては安全設備の充実、ブレーキ性能の向上、運転の実態等を考慮し、上記のように改めることとした。



【40】

基 本 ①		④ 20 : ⑤ 80
修正要素	④ 赤直前の進入②	+ 10
	衝突時⑤の信号青③	+ 20
	④の著しい過失④	+ 10
	④の重過失④	+ 15
	⑤の著しい過失④	- 5
	⑤の重過失④	- 10

- ① ④が、交差点直前で黄信号に変わり、交差点の手前で停止できないような場合は、交差点への進入が禁止されないから（令2条1項黄色の灯火2号ただし書）、青信号進入とほぼ同視して【39】を基準とすべきである（ただし、速度違反をして安全に停止できない場合には、黄信号無視として扱うべきである。）。現在ではいわゆる全赤信号が一般的となっているため、このような事故形態は少ないであろうから、Bの見込発進の程度が著しい場合を想定している。
- ② ④が交差点進入直後信号が赤に変わった場合は10%加算修正する。
- ③ 旧版では、全赤信号が一般化してきたことからこのような事故態様が少なくなっていること、信号表示に争いがある場合にそのような厳密な認定を行うのは困難であることを理由に、修正要素から除外されていたが、現在でもこのような事故態様が全くなかったわけではないし、信号表示の争いの点についても、認定の問題と基準の問題とは別個に考えるべき事柄であるから、今回の改訂において旧に復し、修正要素として残すこととした。
- ④ 著しい過失及び重過失の意義については、【39】注②参照。ここでも、前方不注視程度の過失は基本割合に含まれていると解すべきである。



【41】

基 本		Ⓐ 50 : Ⓑ 50
修正要素	Ⓐの何らかの過失又は Ⓑの明らかな先入	+ 10
	Ⓐの著しい過失	+ 5
	Ⓐの重過失 ^①	+ 10
	Ⓑの著しい過失	- 5
	Ⓑの重過失 ^①	- 10

① 著しい過失及び重過失の意義については、【39】注②参照。